同　石井　寛也　同　伊藤　栄二
同　江幡　浩行　同　安井　一之
同　山口　温子
検事兼法務教官　辻　昌文
平成二十七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十七年十月三十一日までとする
平成二十七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十七年十一月三十日までとする（各通）
検事　乙部　竜夫
平成二十七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十七年十月三十一日までとする
同　東山　太郎
平成二十七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成二十七年十一月三十日までとする
同　青木　裕史　同　橋本ひろみ
同　福田あずみ　同　松下　裕子
検事兼法務教官　水庫　一浩
平成二十七年司法試験考査委員の併任を解除する
平成二十七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（各通）
検事　東山　太郎
同　藤谷　俊之
平成二十七年司法試験考査委員の併任を解除する（各通）
同　石山　宏樹　同　中村　功一
平成二十七年司法試験予備試験考査委員の併任を解除する（各通）（以上四月十日）

財務省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修
財務総合政策研究所長事務代理を免ずる
（会計センター次長）同会計センター所長事務代理を免ずる（以上四月十一日）
（国際局次長）財務事務官　武内　良樹
国際局長浅川雅嗣外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（四月十二日）

最高裁判所

水戸地方裁判所判事　栃木　力
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京地方裁判所判事　今崎　幸彦
最高裁判所事務総局刑事局長を免ずる
最高裁判所図書館長の兼務を免ずる
水戸地方裁判所判事に補する
水戸地方裁判所長を命ずる　同　平木　正洋
部の事務を総括する者の指名を解く
最高裁判所事務総局刑事局長を命ずる
兼ねて最高裁判所図書館長を命ずる（以上三月三十日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事工藤涼二は三月三十七日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
判事植垣勝裕及び簡易裁判所判事西元ヤヨコは三月二十九日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により次のとおり公示する。
平成27年４月16日　総務大臣　山本　早苗

1　訓練の実施期日及び時間　平成27年７月７日（火）から同月９日（木）までの３日間、午前９時から午後４時まで
2　訓練の実施場所　〒185―8795 東京都国分寺市泉町２―11―16　総務省情報通信政策研究所
3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間
(1)　受付期間　平成27年４月23日（木）から同年５月22日（金）まで。
なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成27年５月22日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
(2)　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。
なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
4　申請書の提出先　申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北８条西２―１―１ 札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町３―２―23 仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南１―２―１ 九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂２―２―60 金沢広坂合同庁舎６Ｆ
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁１―15―１ 名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44 大阪合同庁舎第１号館４Ｆ
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市宮田町８―５　日本郵政グループ松山ビル６Ｆ
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市西区春日２―10―１ 熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市旭町１―９ カフーナ旭橋Ｂ―１街区５Ｆ

5　その他
(1)　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。
(2)　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。
(3)　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。
(4)　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の二十五に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。
平成二十七年四月十六日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　コタキナバル事務所の変更

㋑　事業所の所在地の変更	
変更前	Jalan Tun Razak, 88000 Kota Kinabalu, Sabah, MALAYSIA
変更後	No. 65, Jalan Gaya, 88000 Kota Kinabalu, Sabah, MALAYSIA

二　バンコク事務所の変更

㋑　事業所の所在地の変更	
変更前	127／32, Nonsee Road, Chongnonsee, Yannawa, Bangkok 10120, KINGDOM OF THAILAND
変更後	127／24, Nonsee Road, Chongnonsee, Yannawa, Bangkok 10120, KINGDOM OF THAILAND
㋺　変更年月日　平成二十七年三月三十日	